

鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和2年12月16日（水）～令和3年1月20日（水） 36日間

2. 意見の提出者数（件数） 31人（193件）

3. 意見の対応状況

（単位：件）

項目 処理区分	①第1章 計画策定の趣旨について	②第2章 目標値の設定について	③第3章 障害福祉サービス等 の見込量と確保のための方策について	④第4章 地域生活支援事業の 実施について	⑤第5・6章 関係機関との連携・ 計画の点検・評価について	⑥計画全般	⑦その他	計
A：意見の趣旨等を反映し、計画の案に盛り込むもの	1	15	11	1	2	2	0	32
B：意見の趣旨等は、計画の素案に盛り込み済みのもの	0	16	13	2	1	2	1	35
C：計画の案には盛り込まないもの	1	2	5	5	0	0	0	13
D：具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	3	13	32	21	6	2	15	92
E：その他要望・意見等	3	3	6	1	2	1	5	21
計	8	49	67	30	11	7	21	193

## 4. パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和2年12月16日～令和3年1月20日実施）

項目別の件数

項目	件数
① 第1章 計画策定の趣旨について	8件
② 第2章 目標値の設定について	49件
③ 第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策について	67件
④ 第4章 地域生活支援事業の実施について	30件
⑤ 第5・6章 関係機関との連携・計画の点検・評価について	11件
⑥ 計画全般について	7件
⑦ その他	21件
合 計	193件

対応区分別の件数

対応区分	件数
A 意見の趣旨等を反映し、計画の案に盛り込むもの	32件
B 意見の趣旨等は、計画の素案に盛り込み済みのもの	35件
C 計画の案には盛り込まないもの	13件
D 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	92件
E その他要望・意見等	21件
合 計	193件

意見を受けた人数 31人

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
1	①	概要版と素案第1章1の(1)計画の位置づけに記載されてある、「第6期計画及び第2期計画」省略せずに正式な計画名にした方がよい。	ご意見を踏まえ、第1章「1 計画に係る法令の根拠及び計画期間」の本文について、「第6期計画及び第2期計画」を「鹿児島市障害福祉計画第6期計画及び鹿児島市障害児福祉計画第2期計画」に変更します。	A
2	②	第2章の「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の地域生活移行者の数について、国の方針が「6%以上」で、市の方針も「6%以上」とするのであれば、6%を下回らないよう端数は切り上げ処理すべき。	ご意見を踏まえ、第2章「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の【目標値1-1】地域生活移行者数について、端数処理により「43人」を「44人」に変更します。	A
3	②	第2章の「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、端数の切り上げ処理のなかで、新規入所者数を変更すべき。	ご意見を踏まえ、第2章「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標値の設定について、端数処理により、新規入所者数を「31人」を「32人」に変更します。	A

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
4	②	第2章の「3 福祉施設から一般就労への移行等」の国の基本指針の趣旨からすると、表記について「元年度の一般就労への移行実績の」を「元年度の一般就労への移行実績に比べ」に変更してはどうか。	ご意見を踏まえ、第2章「3-1・3-2 一般就労移行者数」の国の基本指針と本市の方針について、「実績の」を「実績に比べ」に変更します。	A
5	②	第2章の「3 福祉施設から一般就労への移行等」の本市の方針の表現について、「就労移行支援事業は1.3倍以上、」を「就労移行支援事業は1.3倍以上を目指すこととし、」など、国の基本方針と同じような表現とすべきではないか。 また、目標値の設定における【目標値3-2】の就労移行支援を「48人×1.3倍=62人」でなく「48人×1.3倍≒63人」などに変更するべき。	ご意見を踏まえ、第2章「3-1・3-2 一般就労移行者数」の本市の方針について、「就労移行支援事業は1.3倍以上、」を「就労移行支援事業は1.3倍以上とすること目指し、」に変更します。 【目標値3-2】一般就労移行者数について、端数処理により、就労移行支援は「62人」を「63人」に変更します。 目標値の設定に係る計算式の「=」を「≒」に変更します。	A
6	②	第2章の目標値の端数整理が統一されていないので、統一すべきではないか。	ご意見を踏まえ、第2章の目標値の設定に係る端数処理について、端数切上の数値に変更します。	A
7	②	第2章の【目標値3-1】一般就労移行者数について、「83人」を「84人」にすべき。	ご意見を踏まえ、第2章「3-1・3-2 一般就労移行者数」の【目標値3-1】令和5年度中の一般就労移行者数について、端数処理により「83人」を「84人」に変更します。	A
8	②	第2章の【目標値3-2】の就労移行支援事業からの一般就労移行者数を「62人」を「63人」にすべき。 就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数を「17人」を「18人」にすべき。 就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を「4人」を「5人」にすべき。	ご意見を踏まえ、第2章「3-1・3-2 一般就労移行者数」の【目標値3-2】就労移行支援事業からの一般就労移行者数について、端数処理により、就労移行支援を「62人」を「63人」に、就労継続支援A型は「17人」を「18人」に、就労継続支援B型は「4人」を「5人」に変更します。	A

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
9	②	概要版と素案の文言の記載方法として、第2章の「福祉施設から一般就労への移行等」に関する目標値の国の基本方針について、省略せずに素案と同じ記載にした方がよい。	ご意見を踏まえ、第2章「3-1・3-2 一般就労移行者数」の国の基本方針の表記について、概要版の文言を省略せずに、素案と同じ記載に変更します。	A
10	②	第2章の「就労定着支援事業所ごとの就労定着率」の令和5年度末の就労定着支援事業所数の目標値の設定について、現在の事業所数と計算式が示してほしい。	ご意見を踏まえ、第2章「3-4 就労定着支援事業所ごとの就労定着率」の【目標値3-4】就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数について、現在の事業所数や計算式等を追加します。なお、令和5年度末の事業所数の見込みは直近のデータ等の反映により「7か所」を「9か所」に変更します。	A
11	②	第2章の「就労定着支援事業所ごとの就労定着率」の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数の目標値について、7割以上であれば、「4か所」を「5か所」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、第2章「3-4 就労定着支援事業所ごとの就労定着率」の【目標値3-4】就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数について、端数処理と直近のデータ等の反映により「4か所」を「6か所」に変更します。	A
12	②	第2章の医療的ケア児支援の目標値について、「また、医療的ケア児が適正な支援を受けられるよう」という表現に「また、医療的ケア児が適正な支援、保育、教育を受けられるよう」と、差別解消法の合理的配慮を意識した文言を追加すべきだと思う。インクルーシブ教育の在り方を模索することも、合理的配慮にあたりと考える。	ご意見を踏まえ、第2章「4-3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定及びコーディネーターの配置」の本市の方針について、「適正な支援」を「適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援」に変更します。	A
13	②	第2章の「相談支援体制の充実・強化等」の本市の方針の表現について、「基幹相談支援センターを整備しており、同センターがその機能を担うこととなります。」の表現は、「基幹相談支援センターを活用して、相談支援体制の充実・強化等を図ります。」のような前向き表現が良いのではないか。	ご意見を踏まえ、第2章「5 相談支援体制の充実・強化等」の本市の方針について、「基幹相談支援センターを整備しており、同センターがその機能を担うこととなります。」を「障害者基幹相談支援センターを活用して、相談支援体制の充実・強化等を図ります。」に変更します。	A
14	②	第2章の「相談支援体制の充実・強化等」の【目標値5】について、基幹相談支援センターの運営「1か所」と、か所数の表示が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、第2章「5 相談支援体制の充実・強化等」の【目標値5】障害者基幹相談支援センターの運営に「1か所」を追加します。	A

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
15	②	概要版と素案の文言の記載方法として、障害者基幹相談支援センターを基幹相談支援センターと省略せず、正式な表記にした方がよい。	ご意見を踏まえ、障害者基幹相談支援センターの表記について、文言を省略しない記載に変更します。	A
16	②	第2章の「6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の本市の方針について、「関係部署や管内の指定事業者等と共有などを行う場である集団指導が、その体制となります。」とは、具体的にはどのようなことを表現しているのか、わかりにくい。また、「～となります。」という表現は、もっと前向きな表現をすべきではないか。	ご意見を踏まえ、第2章「6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の本市の方針について、「関係部署や管内の指定事業者等と共有などを行う場である集団指導が、その体制となります。」を「関係部署や管内の指定事業者等と共有などを行う場である集団指導を活用し、障害福祉サービス等の質の向上に向けて取り組みます。」に変更します。	A
17	③	概要版と素案の文言の記載方法として、障害福祉サービスと指定障害福祉サービスの表記を合わせた方がよい。	ご意見を踏まえ、障害福祉サービス・指定障害福祉サービスの表記について、概要版と素案の文言を同じ記載に変更します。	A
18	③	概要版と素案の文言の記載方法として、自立訓練（機能訓練）の事業内容を省略せずに記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、第3章「2-2 自立訓練（機能訓練）」の事業内容について、文言を省略せずに、概要版と素案を同じ記載に変更します。	A
19	③	概要版と素案の文言の記載方法として、自立訓練（生活訓練）の事業内容を省略せずに記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、第3章「2-3 自立訓練（生活訓練）」の事業内容について、文言を省略せずに、概要版と素案を同じ記載に変更します。	A
20	③	第3章の「5 障害児通所等支援」の実施に関する考え方について、「早期発見・早期療育にさらに努めるとともに、」を「鹿児島県こども総合療育センターや鹿児島県発達障害者支援センター、保健所、保育園、幼稚園などの関係機関と密接に連携しながら、早期発見・早期療育にさらに努めるとともに、」など、表現を追加した方がよいと思う。	ご意見を踏まえ、第3章「5-1 児童発達支援・放課後等デイサービス」の実施に関する考え方について、「鹿児島県こども総合療育センターや保健所、保育所などの関係機関と密接に連携しながら、」と追加します。	A

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
21	③	第3章の「5-2 保育所等訪問支援」の見込量ですが、令和2年度の見込みが55人となり少なくなっていることから、令和3年度からの計画は少なく見込まれている。少子化や発達支援事業所等の増加や、認定子ども園での障害児受入も進んでいるとは解釈できるが、インクルーシブの考えからすると、発達支援事業所等との並行通園しながらも、訪問支援を増やして行く方が、健常児との関係や理解度も進むと思われる。 令和元年からの82人という見込みは必要だと思う。	第3章「5-2 保育所等訪問支援」の見込量について、令和2年度の減少見込みを含めた実績を基に設定しておりましたが、ご意見を踏まえるとともに、令和元年度までの実績を勘案のうえ、利用児童数「82人」・利用量「87人日」（令和3～5年度）に変更します。	A
22	③	第3章の「5-3 居宅訪問型児童発達支援」の見込量について、事業所数は実績や計画の1カ所では足りない。令和5年度までに2カ所はないと足りないと思う。	ご意見を踏まえ、第3章「5-3 居宅訪問型児童発達支援」の見込量について、事業所へのニーズ調査を踏まえ「1カ所」としていましたが、実績の微増も勘案し「2カ所」（令和3～5年度）に変更します。	A
23	③	概要版と素案の文言の記載方法として、第3章の「5-4 障害児相談支援」の事業内容について、省略せずに記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、第3章「5-4 障害児相談支援」の事業内容について、文言を省略せずに、概要版と素案を同じ記載に変更します。	A
24	③	概要版と素案の文言の記載方法として、第3章の「5-6 障害児の子ども・子育て支援等の利用受入」の事業内容について、省略せずに記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、第3章「5-6 障害児の子ども・子育て支援等の利用受入」の事業内容について、文言を省略せずに、概要版と素案を同じ記載に変更します。	A
25	③	第3章の「6-2 ペアレントメンター」と「6-3 ピアサポート」について、用語の説明を記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、「ペアレントメンター」と「ピアサポート」について、計画の資料として、用語解説に記載を行います。	A
26	③	第3章の「9 障害福祉サービスの質の向上」について、市職員の各種研修の活用に向けての人数は、障害福祉課、保健所等の職員数を考慮して、2人より増やした人数を見込んではいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、第3章「9-1 障害福祉サービス等に関わる各種研修の活用」について、研修参加人数の再検討により、各種研修等への市職員の参加人数は「2人」を「3人」（令和3～5年度）に変更します。	A

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
27	③	第3章の事業所の質の向上は大変重要であり、効果的な取組が必要である。 事業所の質の向上の取組の確保策の一つとして、新型コロナウイルス感染症対策や災害対策など、危機管理体制の強化にも取り組むべきと考える。	ご意見を踏まえ、第3章「9-3 指導監査結果の関係部署との共有」の見込量確保のための方策について、「また、障害福祉サービス事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況等についても定期的に確認を行い、関係機関等と連携しながら推進します。」と追加します。	A
28	④	6-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 令和2年3月、鹿児島県において「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例」が施行されました。 今後市においても条例制定が求められると考えますが、このことを踏まえると、令和3～5年度の計画値が2年度の予測値より下に設定されているが、サービスの提供実績が伸びてきており、計画値としては、予測値並みか上回る数値とすべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、第4章「6 意思疎通支援事業」の見込量について、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、利用者のニーズや実績等を勘案し「3,900回」を「4,200回」（令和3～5年度）に変更します。	A
29	⑤	2 障害者自立支援協議会 コロナ禍において指定事業所では混乱と不安が錯綜した。事業が通常の運営規定を逸脱した行為を措置として行ったケースを数多く耳にする。幅広い意見を拾い上げ自然災害等危機管理の指針の糧に役立つ策定を話し合ってもらいたい。	ご意見を踏まえ、第3章「9-3 指導監査結果の関係部署との共有」の見込量確保のための方策において、「また、障害福祉サービス事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況等についても定期的に確認を行い、関係機関等と連携しながら推進します。」と追加します。	A
30	⑤	概要版と素案の文言の記載方法として、第5章の「関係機関との連携に関する事項」の標題を合わせた方がよい。	ご意見を踏まえ、第5章「関係機関との連携に関する事項」の標題について、概要版と素案を同じ記載に変更します。	A
31	⑥	今年度は新型コロナの影響を強く受けた事業もあったが、そのような社会的な背景は今回計画に影響していないと感じた。何らかの形で新型コロナのことに触れてもよいのではと思う。	ご意見を踏まえ、第3章「9-3 指導監査結果の関係部署との共有」の見込量確保のための方策において、「また、障害福祉サービス事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況等についても定期的に確認を行い、関係機関等と連携しながら推進します。」と追加します。	A
32	⑥	専門用語については、資料として最後に説明した方がよい。	ご意見を踏まえ、専門的な用語について、計画の資料として、用語解説に記載を行います。	A

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
33	②	施設入所者の地域生活への移行の目標について、入所者を地域に帰すことに力を入れているのでしょうか。目標達成するために、地域に帰るまでのこと、帰ってからのことなど、しっかり考えて大丈夫であれば帰れる人は帰すということならばよい。 しかし、年をとった親が看っていくのは、体力的にも精神的にも限界があるので慎重にしていってほしい。数字だけを見ての判断は危険と思う。	ご意見は、第3章「1 訪問系サービス」と「3 居住系サービス」に盛り込んでおり、安心して地域で生活することができるよう在宅や共同生活での支援に努めるとともに、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点の機能の充実に努めてまいります。	B
34	②	入所者を地域生活に移行することを目指すとは、自宅で親が介護をするということなのか、自宅から施設に通うということなのか。この場合、親も年をとり介護できなくなった後、どうしていく考えなのか知りたい。	ご意見は、第3章「1 訪問系サービス」と「3 居住系サービス」に盛り込んでおり、安心して地域で生活することができるよう在宅や共同生活での支援に努めるとともに、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点の機能の充実に努めてまいります。	B
35	②	福祉施設の入所者の地域生活への移行で地域に移行後の安定した生活支援が不十分だと思う。障害を持っていても持っていなくても安心して幸せな生活ができる十分な支援がほしい。又、社会への理解啓発もしてほしい。	ご意見は、第3章「1 訪問系サービス」と「3 居住系サービス」に盛り込んでおり、安心して地域で生活することができるよう在宅や共同生活での支援に努めるとともに、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点の機能の充実に努めてまいります。 また、引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための広報・啓発活動に努めてまいります。	B
36	②	地域生活支援拠点について、1か所整備していますが、線から面への体制が充実するように、現在ある中核施設のほかに連携施設も今後徐々に整備していただきたい。	ご意見は、第3章「3-4 地域生活支援拠点等」に盛り込んでおり、現在の地域生活支援拠点における各支援の提供状況を勘案して、設置箇所数と地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討を行うこととしています。	B
37	②	地域生活支援拠点は市町村又は各圏域に1つ以上確保とあるが、現時点でどれだけの人がいて、どのくらい必要だと認識しているのか。	ご意見は、第3章「3-4 地域生活支援拠点等」に盛り込んでおり、現在の地域生活支援拠点における各支援の提供状況を勘案して、設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討を行うこととしています。	B



番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
38	②	「親亡き後」の体制については、本当に必要性を感じている。ここを充実させていけたら、暮らしへの不安が減ると考える。	ご意見は、第2章「2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」や第3章「3-4 地域生活支援拠点等」に盛り込んでおり、引き続き障害者が地域で安心して生活することができるよう障害者基幹相談支援センター等と連携しながら地域生活支援拠点が有する機能の充実に努めてまいります。	B
39	②	第2章の「2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の本市の方針の表現について、前計画では、この項目は「地域生活支援拠点等の整備」であったが、今回は「機能の充実」となっており、現在実施している機能とこれからどんな機能を充実していくかを分かるように書いた方が良くはないか。	ご意見は、第3章「3-4 地域生活支援拠点等」の事業内容に盛り込んでおり、どのような機能の充実を図るかの検討も含めて、検証及び検討の場である障害者自立支援協議会地域生活支援拠点部会の中で協議してまいります。	B
40	②	就労移行支援事業について、就労移行支援事業の利用者数の目標値が今回省かれた理由は。	ご意見の就労移行支援事業の利用者数は、第3章「2-4 就労移行支援」に見込量として盛り込んでおり、引き続き、障害者の一般就労への定着に向けた取組に努めてまいります。	B
41	②	一般就労をめざしても、障害のために断られるケースが多い。社会への理解啓発及び民間企業への積極的な雇用推進をお願いしてほしい。	ご意見は、第3章「2-4 就労移行支援」に盛り込んでおり、これまでも、関係機関と連携しながら、雇用前の雇入れ支援等を行うなど、障害者の一般就労への移行を推進していますが、引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための広報・啓発活動に努めるとともに、障害者の就労の場を広く確保できるようハローワーク等の関係機関との連携に努めてまいります。	B
42	②	就労定着支援事業所の利用者数を増やす計画だが、障害者就業・生活支援センターとの兼ね合いはどうなっているのか、どう考えているのか気になった。	ご意見は、第3章「2-6 就労定着支援」に盛り込んでおり、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と緊密な連携を図るとともに、サービス量を充足させるための基盤整備を促進してまいります。	B

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
43	②	第2章の「3-4 就労定着支援事業所ごとの就労定着率」の基本的な考え方について、前計画を見ると、就労定着率の考え方として「支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする」という表現となっているが、今回の計画では、1年後の職場定着率の考え方が消えているのはなぜですか。	国の基本指針において、就労定着率の定義は「過去3年間の就労移行支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合」であり、第2章「3-4 就労定着支援事業所ごとの就労定着率」に定義の説明を盛り込んでいます。	B
44	②	P6の児童発達支援センターを増やすのではなく、保育所等訪問を拡充して、発達に遅れがあるお子さんも地域の保育園・幼稚園・認定こども園で過ごしていけたらと思います。	ご意見は、第3章「5-6 障害児の子ども・子育て支援等の利用受入」に盛り込んでおり、これまでも、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、受入体制の整備に努めていますが、引き続き障害児受入を行っている保育所や児童クラブ等へ補助金の交付等を行いながら、障害児の受入の体制整備の構築に努めてまいります。	B
45	②	「保育所等訪問支援」について、ソーシャルインクルージョンの観点から目標値を大幅に増やして保育所・幼稚園・認定こども園や小学校・児童クラブなどを手厚くサポートすることを目標とすべきと考えます。児童クラブでの受け入れの拡大と活動の充実のために「保育所等訪問事業」を活用すべきと考えます。	ご意見は、第3章「5-6 障害児の子ども・子育て支援等の利用受入」に盛り込んでおり、これまでも、障害児受入を行っている保育所や児童クラブ等へ補助金の交付等を行いながら、障害児の受入の体制整備の構築に努めていますが、引き続き保育所等訪問支援も活用しながら、身近な地域で、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制の整備に努めてまいります。	B
46	②	医療的ケア児支援のコーディネーターを配置することを目指すところがあるが、実際医療的ケア児（者）が市内に何人いて、その家族はどのようなことで困って何を必要としているか話をして情報収集しているのか。	ご意見は、第2章「4-3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場等」に盛り込んでおり、自立支援協議会医療的ケア児部会において、医療的ケア児の実態やニーズの把握に努めながら、協議を行うこととしています。	B
47	②	第2章の「5 相談支援体制の充実・強化等」の本市の方針の表現について、国の基本指針では具体的な項目が示されているが、これらについて目標値の設定は不要か。	ご意見は、第3章「8 相談支援体制の充実・強化」のサービス見込量に、相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言件数などの活動指標として盛り込んでいます。	B

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
48	②	相談体制の充実・強化等に関して、基幹相談支援センターを中心として定例会を開催して総合的及び専門的な支援を行っており、当事業所のように一人で活動している相談支援事業所へもかねがね情報の落とし込みを行っていただいている。	ご意見は、第3章「8 相談支援体制の充実・強化」に盛り込んでおり、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な支援を提供するほか、事業所訪問等による助言、研修会等を通じた人材育成や他分野との連携強化に努めてまいります。	B
49	③	自立訓練（機能訓練）について、使用の申出方法が浸透していないのか、ニーズが少ないのか、利用の仕方が分からないのか、数が少ないのが気になります。	第3章「2-2 自立訓練（機能訓練）」の見込量は、これまでの実績及び実情を勘案して設定しています。関係事業者と連携することなどにより、安定したサービスが提供できる体制の整備に努めてまいります。	B
50	③	短期入所は、今後需要が見込まれるとのことだが、様々な状況でも利用しやすいように、送迎サービスも含めて確保が必要だと思う。	短期入所の多くは送迎を実施しており、引き続き、第3章「2-8 短期入所（ショートステイ）」の見込量確保のための方策のとおり、様々な状況でも利用しやすいよう事業者等と連携し、受入体制の確保に努めてまいります。	B
51	③	2-8 短期入所 （5）見込量確保のための方策 短期入所及びP29のグループホームは、障害者の地域生活への移行を目指す上で、最も必要とされる事業と考えます。 今後も「（5）見込量確保のための方策」に記載されているように、基幹相談支援事業所や地域生活支援拠点の活動を充実するとともに、十分な事業量を確保していただきたい。	賛同のご意見として承ります。	B
52	③	第3章の「3-3 施設入所支援」については、現に各施設で待機者がいる状況である。また、障害の重度化・高齢化により地域での在宅生活が困難な方々の増加が懸念される中、今後も需要が見込まれるため、一概に定員数・利用者数の減少の見込量を設定するだけでなく、一定の配慮についても検討を行うべきと考える。（例えば、街なかに近く、大規模でない入所施設は、例外的に新設・増加を容認するなど）	ご意見は、第3章「3-3 施設入所支援」の見込量において、施設から地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案して設定しておりますが、さらに、ご意見を踏まえ、「本市内の全ての施設で入所待機者がいる状況であり、一定の需要はありますが、施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みます。」と前置きを追加します。	B

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
53	③	相談支援専門員は、あくまでも中立であるべきであると考えたとともに、障害者総合支援法で三障害が同じ扱いになった以上は、研修等を重ねて三障害に対応すべきであると考えます。	ご意見は、第3章「4 相談支援」などに盛り込んでおり、個々の心身の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等を推進しています。引き続き、障害者自立支援協議会定例会でのケース検討や研修会等を通じて、相談支援事業所のスキルアップ等に努めてまいります。	B
54	③	障害児通所支援は本市独自の利用者負担の助成があることで利用増加や家族の安心につながっていると思うので、今後も継続してほしい。	賛同のご意見として承ります。引き続き本市独自の利用者負担の助成を行い、利用促進に努めてまいります。	B
55	③	障害児のサービス見込量を見ても、保健センターでの1歳半健診、3歳児健診また各保育園、幼稚園等に巡回相談支援専門員が訪問して支援を行うことで、子供の発達に気がかりがある家庭が福祉サービスを利用する機会が増えた。少子化の時代ではあるが、減る見込みはないサービスの見込量が実際、出されているところである。結果、相談支援専門員はなかなか増えないが、利用者の数が増える現状であることから、ますます相談支援専門員が疲弊していくと思われる。	ご意見は、第3章「8 相談支援体制の充実・強化」に盛り込んでおり、障害者基幹相談支援センターを中心に、事業所訪問等による助言を行うほか、研修会等を通じた事業所間の情報共有や交流等によるサービスの質の向上や人材育成など連携強化に努めてまいります。	B
56	③	「放課後等デイサービス事業」の活動内容をもっと充実させるべきと考えます。	ご意見は、第3章「5-1 児童発達支援、放課後等デイサービス」に盛り込んでおり、身近な地域で児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制づくりに努めるとともに、国の基準を超えて専門指導員等を配置した事業所に対し、本市独自の助成を行うなど、サービスの質の向上を図ります。	B
57	③	5-2 保育所等訪問支援について (5) 見込み量確保についての記載の検討をお願いいたします。 学校には保育所等訪問支援の周知がされているが一人一人の教員には周知がされていない等、相互的な理解がなされていないと支援への壁が高くなってしまふことから、校長会での福祉事業の周知や、児発管研修での具体的なプロセスを用いての支援方法の周知など、是非、制度周知を徹底して行っていただくこと、縦割りではなく横割りの支援制度であること、切れ目ない支援へのご検討を何卒よろしく願い申し上げます。	ご意見は第3章「5-2 保育所等訪問支援」に盛り込んでおり、これまでも、保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、身近な地域で、児童の発達に応じた効果的な支援を提供できる体制の整備に努めていますが、引き続き教育委員会への周知も含めた関係機関との連携を進め、サービス内容の充実を図ってまいります。	B

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
58	③	障害児相談支援の件数が1か月当たり1.5倍の計画、人材育成、確保不足が予測されますが、どの様に検討していくのか、取組みが気になります。	第3章の障害児相談支援の見込量は、これまでの実績及び実情を勘案して設定しています。事業所職員の人材確保は課題の一つであることから、関係事業者と連携することなどにより、相談支援体制の更なる充実を図ります。	B
59	③	地域の相談支援事業所等への訪問による専門的な指導や助言とあるが、とても大切なことです。しかし、指導する側に経験がなく、ただマニュアル通りの指導をするのは現場で通用することは少ないと思う。指導する側も現場に入って中を見ないと分からないのではと思います。	ご意見は、第3章「8 相談支援体制の充実・強化」に盛り込んでおり、障害者基幹相談支援センターには相談支援専門員を配置しています。センターとしての困難事例への対応実績やノウハウ等を活用し、地域の相談支援事業所等に指導・助言等を行うとともに、引き続き地域の相談支援体制の連携強化に関する取組等を実施してまいります。	B
60	③	相談支援事業所単体での運営を行うには、モニタリング回数の関係上大人数の利用者を抱えねばならず、地域へ行き届いた支援を行う為の業務的な矛盾があり見込み量の確保を行うためには、ベテラン事業所の裁量や経験浅い事業所への運営面でのアドバイスも行って欲しい。	ご意見は、第3章「8 相談支援体制の充実・強化」に盛り込んでおり、障害者基幹相談支援センターを活用し、事業所訪問等による助言を行うほか、研修会等を通じた事業所間の情報共有や交流等によるサービスの質の向上や人材育成など連携強化に努めてまいります。	B
61	③	第3章の「9 障害福祉サービスの質の向上」の福祉関係の職員の研修会等の参加は理解できる。各障がい者の福祉施設での現場研修の制度を検討して福祉現場の生の声を拾い上げて欲しい。	賛同のご意見として承ります。	B
62	④	地域生活支援拠点について、地域生活への移行や定着のための支援体制の整備とはなにか。中身がみえてこない。	ご意見は、第3章「3-4 地域生活支援拠点等」の事業内容に盛り込んでおり、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保などの支援を行うこととしており、関係機関と連携しながら周知や利用促進に努めてまいります。	B
63	④	手話や点字を学べる教室も欲しい。	ご意見は、第4章「8 手話奉仕員養成研修事業」「12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業」に盛り込んでおり、手話通訳者などの養成講座を開催することとしています。	B

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
64	⑤	計画策定を速やかに実施してほしい。	国の基本指針をもとに、令和2年度末を目途に計画を策定し、令和3年度から実施してまいります。	B
65	⑥	計画策定では、障害者当事者の意見を幅広く聞いて計画してほしい。	令和2年7月に障害がある方々への実態調査を行い、福祉ニーズの意向等の調査結果を踏まえ、計画策定の検討を行っています。	B
66	⑥	障害者施策推進協議会には、障害者関係団体などが含まれているようですが、その選出に偏りはないよう決めているのでしょうか。いろいろな人達が集まって、いろいろな意見をまとめて決めていただきたい。	障害者施策推進協議会の委員は、身体、知的及び精神の3障害の関係団体に加え、難病支援団体等から選出しており、各面からの意見を反映しながら、計画の策定進行管理を行っています。	B
67	⑦	様々な障害がある事を知って頂き、その障害を正しく理解して頂く事が重要です。例えば私たちストーマ（人工肛門・人口膀胱）保持者にとりまして、ストーマを保持している限り、一生装具が欠かせません。オストメイト（ストーマ保持者）が抱える課題として、外出時に絶対に必要なオストメイトトイレの整備拡大の促進について、災害時の避難所などでのストーマ装具の確保について、高齢化などによる装具取替やストーマケアなど介護について、介護職の方々への研修についてなど、患者会として努力はしていますが、行政として、オストメイトの事を正しく理解して頂き、整備に向けて主導して頂きたいです。	ご意見は、第4章「1 理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、ゆうあいガイドブック等を活用した各種制度の周知・広報を実施してまいります。	B
68	①	「障害者」を「障がい者」に改めるべきでは無いかと考える。障がい者と健常者の使い方は、福祉に対する差別用語だと考える。精神薄弱手帳から療育手帳へ変えたように障がい者もいい文言に変えられないか。	計画での障害者の表記については、賛否両論がある中で、現時点では国の法制度等を踏まえ、「障害」又は「障害者」と表記しています。表記の変更は行いませんが、引き続き国の動向等を注視してまいります。	C
69	②	第2章の「3 福祉施設から一般就労への移行」の本市の方針について、「概ね」を省いた意味はあるか。国の基本指針では「概ね1.26倍以上と、概ね1.23倍以上」と概ねをつけているが、市の方針では、概ねを省いている。この表現どおりか。	第2章「3-1・3-2 一般就労移行者数」の本市の方針について、国の基本方針をより具体化したものとして、「概ね」は記載せず、原案どおりとさせていただきます。	C

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
70	②	第2章の「6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の本市の方針について、【目標値6】「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の確保」を「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 1か所」と表現の変更と目標値としてのか所数の追加をしてはどうか。	第2章「6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の本市の方針については、新たに設けるものではなく、現在実施している集団指導等の取組を更に充実することとしていることから、原案どおりとさせていただきます。	C
71	③	共同生活援助（グループホーム）の名称について、認知症高齢者のグループホームと同じ名称のため、名称を変更した方がよいと思う。	共同生活援助（グループホーム）については、国の基本指針や法律に基づく正式名称であることから、原案どおりとさせていただきます。 【参考】 ・障害者総合支援法 共同生活援助 ・老人福祉法 認知症対応型老人共同生活援助 ・介護保険法 認知症対応型共同生活介護	C
72	③	訪問系、日中活動系、居住系等、似たような感じになっているため、もう少しシンプルに活動内容を分けてほしい。	サービスの類型については、国の基本指針に基づき仕分けを行っており、類型の名称は一般的に使用されている表記としていることから、原案どおりとさせていただきます。	C
73	③	3-4 地域生活支援拠点 「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」ができたことに支援の幅の可能性を感じているが、緊急時の受入れの流れが不明なため、フローなどがわかるように示して頂きたい。	緊急一時保護については、必要に応じて市担当課が調整し、障害者地域生活支援拠点または入所施設を有する市内の社会福祉法人への一時保護を行っています。 計画でのフロー等の追加は行いませんが、関係機関等と連携し、円滑な実施に努めてまいります。	C
74	③	第3章の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、前回計画でも掲げていた目標値を受けついで重要なことである。 サービス見込量の中で、共同生活援助の計画（令和3・4・5年度）の表があり、利用者数300、330、360人と示されているが、令和2年3月末時点で既に300人であるため、実績と計画の両面から再考いただきたい。	第3章「7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の見込量は、これまでの実績及び実情を勘案して設定しています。ご意見にある令和2年3月末時点の300人は、令和2年3月末時点での「支給決定者数」であり、見込量は「実利用人数」で設定していることから、変更は行いません。	C

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
75	③	第3章の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、共有の実施回数1回なのではないでしょうか。単位は何か。回数であるとすれば増やしてほしい。	第3章の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施については、集団指導を活用します。年1回開催するものであり、回数の変更は行いませんが、全ての事業所を対象に効果的な実施に努めてまいります。	C
76	④	第4章の「3-1 障害者相談支援事業」に関して、地域活動支援センターI型に委託を行うとの事で、緊急一時保護先の7社会福祉法人に関して委託との事であるが、7社会福祉法人に関しての具体的な情報がどこになるのかの情報の落とし込みをお願いしたい。	緊急一時保護については、必要に応じて市担当課が調整し、障害者地域生活支援拠点または入所施設を有する市内の社会福祉法人への一時保護を行っています。計画でのフロー等の追加は行いませんが、関係機関等と連携し、円滑な実施に努めてまいります。	C
77	④	成年後見制度法人後見支援事業について、実施について検討しますではなく、市の広報紙やリーフレットにより制度の周知を図りますにした方がよい。	第4章の成年後見制度法人後見支援事業については、個人による成年後見とは異なり、法人による後見支援です。現時点では未実施であることから、文言の変更は行いません。	C
78	④	成年後見制度利用促進支援事業に関連する「成年後見制度法人後見支援事業」は、実施について検討しますとなっているが、具体的な内容とスケジュールについて早急な計画を立ててください。知的障害者自身もその親も高齢化が進んでいるのが現状です。	第4章の成年後見制度法人後見支援事業については、個人による成年後見とは異なり、法人による後見支援です。現時点では未実施であることから、文言の変更は行いません。	C
79	④	第4章の手話奉仕員養成研修事業について、入門講座・基礎講座ともに定員を25人とされており、平成30年度・令和元年度の実績を考慮に入れ、さらにマスク着用の機会が増加することを勘案すると、55人の見込では少ないのではないかと。	第4章の手話奉仕員養成研修事業について、令和元年度は開催時期等の調整のため、例外的に多く開催しています。今後の見込量については、これまでの実績等を踏まえ、講座を運営する市聴覚障害者協会と調整のうえ、人数だけでなく質の確保も含めた実施体制等を勘案し、設定しています。見込量の変更は行いませんが、関係機関等と連携し、効果的な取組に努めてまいります。	C
80	④	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、実施について検討しますではなく、市の広報紙やリーフレットにより制度の周知を図りますにした方がよい。	第4章の失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、手話通訳者等の派遣とは異なり、失語症者向けの派遣事業です。現時点では未実施であることから、文言の変更は行いません。	C



番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
81	①	障害の有無によって分け隔てなくとあるが、実際は医療的ケアというだけで受入先は少ない。呼吸器がついていれば更に少ないのが現実です。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。医療的ケア児が適正な支援を受けられるよう、関係機関等と連携し、自立支援協議会医療的ケア児部会などで課題等を協議してまいります。	D
82	①	地域全体で対応するシステムの構築を目指すとの基本理念に関して各関係機関が連携を取る為に、地域をリードする規模の大きい法人の役割の重要性と小規模事業所との連携に関しても交流が必要と感じる。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。必要なサービスを安定的に提供できるよう関係事業所との連携を図るとともに、事業所間の情報共有や交流等によるサービスの質の向上や効果的な提供体制の確保に努めてまいります。	D
83	①	医療的ケア児の子どもにも社会参加をさせて他者との交流をと思っても、谷山方面にはなく、片道30以上かけて通うしかない。谷山方面の通所施設の提供体制の整備を早く進めていただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。医療的ケア児が適正な支援を受けられるよう、関係機関等と連携し、自立支援協議会医療的ケア児部会などで課題等を協議してまいります。	D
84	②	本計画に示された数値目標は市全体としての達成目標と考えられているが、市内でも地域別にみて必要とされる量が提供されているかどうかを常に見届けていく必要があると考える。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。地域別の福祉サービス事業所の状況等も勘案し、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
85	②	障害者に提供されるサービス量だけではなく、数字で表しにくい質的な面についても、数値目標が達成したから十分という考えではなく、質の高いサービスが提供されているかどうか市には見届けてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。福祉サービスの質の確保は重要な課題の一つであり、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
86	②	目標値について、専門家の方々が示した数値であるので、大幅に現状から離れていることはないと思うが、大事なことは目標に向かうための具体的な手立てだと思ふ。その手立てを講じたか否かで数値が変わるのだと想像する。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。本計画の推進に当たっては、引き続き障害者自立支援協議会等を通じて、障害者団体等の関係機関と連携・協力し、総合的かつ効果的な施策の実施に努めてまいります。	D
87	②	目標値の設定にあたっては、当事者の声だけでなく、当事者の声を代弁する役割でもある相談支援事業所（相談支援専門員）に対してもヒアリングを行い、反映させる必要があると思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。今回の計画策定にあたり、関係事業所への意向調査等を実施しており、今後とも相談支援事業所と連携した取組を検討してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
88	②	福祉施設入所者を減らしていく方針なのは理解できるが、実際の待機登録者の数と計画の新規入所者数にかなりの差があるように感じる。待機登録をしなくても、その前に重度の方でも対応できるグループホームがたくさんあれば目標の数値でも可能だと思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。グループホームは、社会福祉法人等の民間事業者が設置するものですが、可能な限り、重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型での設置を要請してまいります。	D
89	②	A型やB型からの一般就労への移行については、目標値というより、根本的なサービスの目的に着目していくことで、数値に変化がでるのだと考える。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労継続支援については、就労の機会の提供や訓練など、個々のニーズや適性に配慮した適切な支援を行うものであり、一定の目標を設定し、取組の推進を図ることとしています。	D
90	②	一般就労においては、差別解消法の合理的配慮を考慮して、福祉の有資格者（社会福祉士・精神福祉士）を企業に配置する考えはどうか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者差別解消も含めて総合的・専門的な支援を提供する相談員を配置しており、企業など関係事業所と連携した取組を進めてまいります。	D
91	②	新たに児童発達支援センターを3か所増設を目指すとされていますが、現在センターが無い場所（地区）への設置をお願い致します。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。児童発達支援センターは、社会福祉法人等の民間事業者が設置するものですが、可能な限り、センターの無い地域での設置を要請してまいります。	D
92	②	4-2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に関して、現在重度心身障害の受入れ可能な事業所が少ないことや地域に偏りがあることで、いくつかを併用利用したり、仕事帰りに家族が送迎していたりするケースも見受けられることから、特に放課後等デイサービスは今後も需要が高まると思われる。入浴可能な事業所導入に関して補助が付くなど、重症心身障害児が利用できる放課後等デイサービスが増えるような取組みが必要と感じる。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。重症心身障害児や医療的ケア児が適正な支援を受けられるよう、関係機関等と連携し、自立支援協議会医療的ケア児部会などで課題等を協議してまいります。	D
93	②	医療的ケア児支援のコーディネーターはどういったことをして下さるのか。もっと情報発信した方がよい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。コーディネーターは、医療的ケア児が療育、保育、教育等の適正な支援を受けられるよう必要な調整を行うものであり、活用や周知に努めてまいります。	D
94	②	医療的ケア児（者）に関するコーディネーターの配置を行った事業所に対して鹿児島市では給付の加算を考慮していただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、相談支援事業所への配置に対する加算があり、制度の活用や周知に努めてまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
95	②	相談支援体制の充実・強化等について、人員増加だけでなく支援員の教育等もしっかりして体制をとるとのことなのか。経験値だけでなく、どれだけ現場に足を運んで見て聞いているのかということも大事だと思う。しっかりした方を配置して理解したうえでの体制づくりをしていかなければ中身の無いものになりかねません。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な支援を提供するとともに、同センター相談員による事業所訪問等による人材育成や他分野の相談機関との連携強化に係る取組を実施することとしています。	D
96	②	現在の集団指導のやり方（説明会）では、あまり質の向上は期待できないと思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き集団指導が質の向上が図られる場となるよう内容の充実にも努めてまいります。	D
97	③	全体的に見込量について細かく計画されているが、地域による偏りや地域格差が起こらないような確保については触れられていない。鹿児島市独自の計画として、数や量だけでなく地域エリアごとの計画が書かれているとより現実味がでてくると思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。地域別の福祉サービス事業所の状況等も勘案し、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
98	③	第3章全体の見込量 令和3年度の見込みとしての数字から毎年度人数増加を見込んでおるが、事業所の規模の拡充を図る為に人員の確保に伴い、事業所の収支基盤の安定が非常に難しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。第3章の見込量は、これまでの実績及び実情を勘案して設定しています。事業所職員の人材確保は課題の一つであることから、関係事業者と連携することなどにより、安定したサービスが提供できる体制の整備に努めてまいります。	D
99	③	訪問系サービスの見込みに対して働く人の人材不足に対しての方策はどのように検討されていくのでしょうか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。第3章の訪問系サービスの見込量は、これまでの実績及び実情を勘案して設定しています。事業所職員の人材確保は課題の一つであることから、関係事業者と連携することなどにより、安定したサービスが提供できる体制の整備に努めてまいります。	D
100	③	1 訪問系サービス 居宅介護は、ヘルパーの人員が確保できずに、事業所よりサービス提供が出来なくなるというケースが出てきており、特に喀痰吸引をできるヘルパーが現場では足りないと感じている。当事者の人が安心してサービスが受けられるよう、研修の充実や研修を受けるためのサポート（仕組み）・整備が必要と思われる。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。福祉サービス事業所における人材確保は課題の一つであることから、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
101	③	ヘルパー事業所の減少傾向を考えるとヘルパーの人材育成が急務であると考え。ヘルパーの減少により福祉サービス提供が厳しくなっている現状がある。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。福祉サービス事業所における人材確保は課題の一つであることから、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
102	③	通院等介助で、受診時間帯の報酬算定できない時、通院してもDr.の指示事項が理解しにくい方へのサポートについて、支援のしづらさがあると思っておりますが、何か手立てはあるのでしょうか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。居宅介護における通院等介助について、利用者の状況に応じて対応等を検討してまいります。	D
103	③	自薦登録ヘルパー制度を、高次脳機能障害者にとって使いやすいものに改善していただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
104	③	重度訪問介護の事業所は少なく、医療的ケアでは市内に数か所しかないと聞く。また、事業所のスタッフが少なく、今の利用者さんで手一杯であったり、あまり良い話を聞かない事業所があると聞く。わが子が利用する事業所は小さく、スタッフが集まらないと聞く。小さな事業所にも支援してほしい。医療的ケアのあるわが子は、自分の体調不良時など対応していただき助かっている。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。ゆうあいガイドブック等により事業の周知を図るとともに、鹿児島県社会福祉協議会等が実施する各種研修会についても周知・啓発に努めてまいります。	D
105	③	視覚障害者等への同行援護について、視覚障害者の話によると、最近外出が多くなったため、同行援護者の数が少なく、頼めないことがあると聞く。資格取得者を増やしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。ゆうあいガイドブック等により事業の周知を図るとともに、鹿児島県社会福祉協議会等が実施する各種研修会についても周知・啓発に努めてまいります。	D
106	③	2-1 生活介護 重症心身障害児が障害者となり、多くの方の選択肢の1つに生活介護がでているが、呼吸器などの医療ケアが必要な人、入浴を希望するが入浴の制限がある等により、希望する事業所に通えない、希望する日数通えないということがおきていることから、相談支援専門員を活用したニーズと実態調査が必要と思われる。そのうえで、具体的に医療ケアが必要な方々などが、安心して通所できる生活介護の確保をお願いしたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。重症心身障害者や医療的ケア児が適正な支援を受けられるよう、関係機関等と連携し、自立支援協議会医療的ケア児部会などで課題等を協議してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
107	③	就労支援の期限を増やして欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労の支援について、利用者の状況に応じて対応等を検討してまいります。	D
108	③	就労支援については、正規社員を増やす取り組みをしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労支援については、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
109	③	第3章の就労継続支援（A型・B型）の見込量確保のための方策について、障害者就労施設等からの物品等の調達を拡大するには、行政機関からの受注に頼るだけでは、販売促進に限界がある。 民間企業にも、その調達を働きかけるため、市の委託や工事業者の登録の際、障害者就労施設等からの物品等の調達を、登録要件に入れたり、格付けポイントの付与をしたり、何らかの対策が必要ではないか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労継続支援施設における工賃・賃金の向上につながるよう、関係機関等と連携し、取組を推進してまいります。	D
110	③	2-5 就労継続支援（A型B型） 事業所の事業内容に対して就労をする者（障害者）の知識のズレを強く感じる。事前の情報交換時や学校、ハローワーク・相談支援などなんらかの過程で誤差が生じているようにも感じる。就労の本来の趣旨が関係連絡先に周知いただけるための方策を盛り込んで頂きたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労支援については、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
111	③	就労継続支援（A型B型）（5）見込量確保のための方策 障害者就労施設等からの物品等の調達を拡大するには、行政機関からの受注に頼るだけでは、販売促進に限界がある。 ・障害者就労施設等において製造する物品や委託業務の品質向上を目指して、アドバイザーの派遣制度を検討してはどうでしょうか。 ・以前から言われていることですが、授産製品であっても、品質的に一般的な商品・サービスと遜色ないレベルのものでないと、お試的に一度は注文があっても、二回目につながらない。二度目の発注があるような品質の高いものを目指すべきだと思う。そうすれば、売上アップや工賃アップにつながるのではないかと。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労継続支援施設における工賃・賃金の向上につながるよう、関係機関等と連携し、取組を推進してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
112	③	2-6 就労定着支援 (2)実施に対する考え方 障害者の雇用対策は主に県の機関が実施しており、市の機関は県の機関に相談内容をつなぐことが主な業務となっているが、市の窓口や機関において、つなぐだけでなく、市も就労定着支援を基幹相談支援事業所などで、主体的に取り組むことはできないのでしょうか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。就労定着支援については、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
113	③	2-8 短期入所 障害者の医療型短期入所が少ない。特に南部にない為、1箇所でも確保できるような取組が必要と思われる。	ご意見は、第2章「2-8 短期入所（ショートステイ）」に盛り込んでおり、これまでも、事業者と連携し、サービスの確保に努めていますが、地域別の福祉サービス事業所の状況等も勘案しながら、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
114	③	短期入所は、障害児に直接関わる保護者のレスパイトにも重要な役割を果たすことから、障害児も利用できる短期入所事業所が増えるような施策に取り組んでいただきたい。	ご意見は、第2章「2-8 短期入所（ショートステイ）」に盛り込んでおり、これまでも、事業者と連携し、サービスの確保に努めていますが、重症心身障害児や医療的ケア児が適正な支援を受けられるよう、関係機関等と連携し、自立支援協議会医療的ケア児部会などで課題等を協議してまいります。	D
115	③	短期入所では、重度の子どもが泊まれる施設が本当に限られている。医療的ケアでは市内1か所しかなく、自宅からは遠い。子どもの状態を説明し慣れるまでに、短時間利用の回数をこなさなければならないので、できれば現在利用中の通所施設で短期入所もできるのが理想である。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。短期入所は、社会福祉法人等の民間事業者が設置するものですが、可能な限り、重度の子どもにも対応できる医療型や通所施設の併設型での設置を要請してまいります。	D
116	③	短期入所は、何かあったときに預けたくても預け先がなく困っている。隣県には生活介護と診療所が行う短期入所があり、医療的ケアの親としては理想的な支援体制である。このような支援体制がつけられるよう医療面にも市の働きかけをしてもらいたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。短期入所は、社会福祉法人等の民間事業者が設置するものですが、可能な限り、重度の子どもにも対応できる医療型や通所施設の併設型での設置を要請してまいります。	D
117	③	施設入所者の地域移行を推進するために共同生活援助事業は重要な役割を担います。なかでも、比較的障害の重い方を対象とした日中サービス支援型のグループホームの整備が進むような施策を考えていただければありがたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。日中サービス支援型の共同生活援助については、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
118	③	4-2 地域相談支援（地域移行支援） 現在地域移行（特に精神障害者の入院者に対して）は推進事業を活用して、行政、医療機関、福祉サービス等が協力しながら退院者の実績があがっていると感じている。今後も、この取組みが継続され、入院中の方は退院しての地域生活を、ピアサポーターとして貢献したい人はその経験を活かすなど、多くの当事者の方々が社会参加や役割をもって暮らせるような仕組みや体制を今後もお願いしたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き関係機関等と連携し、地域移行支援を推進するとともに精神障害者が安心して地域生活をおくれる体制の構築に努めてまいります。	D
119	③	4-2 地域相談支援（地域移行支援） 精神障害者ピアサポーター養成講座が毎年あるのかないのか不安な声がかかれる。また、総合支援法の中でピアサポート加算が設置され、そのための研修が必須となる。研修開催の前向きな検討、研修内容や委託先の吟味をお願いしたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。研修等については、関係機関等と連携し、自立支援協議会精神保健福祉部会などで課題等を協議してまいります。	D
120	③	相談支援専門員1人が受け持つ数が多いと聞きます。相談支援専門員の人数を増やし、きめ細やかなモニタリング等をしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。ゆうあいガイドブック等により事業の周知を図るとともに、鹿児島県社会福祉協議会等が実施する各種研修会についても周知・啓発に努めてまいります。	D
121	③	相談支援専門員一人で多くのケースを担当しているが、利用者と御家族等に対して本当のサービスを行っているか検証すべきではないかと考える。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談支援センターを活用し、関係事業所への指導・助言等を行うなど、地域の相談支援体制の充実・強化等に努めてまいります。	D
122	③	医療的ケア児は、コーディネーターの配置増員の見込量が出されているが、実際調整して計画等をたてている相談支援専門員はどれくらいいるのか。 支援を必要とする利用者の中でも、支援時間等増えるため（医療的ケア児にかかる支援時間、特に初回が時間を要する。その後のケアも突発的にあるため、時間を要する）実績に応じた加算等検討して頂きたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。医療的ケア児に関するコーディネーターの配置は、現時点で11人であり、今後計画的に配置人数を増やし、必要な調整を行うことができるよう支援します。	D
123	③	メンターが相談に応じ、トラブルになった時の対応策は、事前に取り組む対応策について気になります。メンターをサポートする機関、応援者について、どのように検討していくのかよく見えませんでした。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。第3章のペアレントメンターについては、同じ親の立場から相談等の活動を行うことから、関係機関等と連携することなどにより、その安定した活動を支援する取組についても検討してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
124	③	ピア活動を更に活性化することで、見込量の精査がされるのではないかと思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続きピアサポート活動への参加を促進してまいります。	D
125	③	障害を持つがゆえに、一般並みの仕事ができない。だから賃金も安い。好きで障害を選んだわけではないのに、差があるのはおかしい。生活できる程度の保証はしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き地域で安心して在宅生活ができるよう福祉サービスの充実に努めてまいります。	D
126	③	ペアプロやペアトレが児童発達支援センターなどでも実施が可能なように制度を拡充いただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。第3章「6-1 ペアレントプログラム等の支援プログラム等」において、児童発達支援センター等の関係機関も含め、支援プログラムの受講等を促進してまいります。	D
127	③	ペアレントトレーニング等はすでに自閉症協会でも行っているが、そこの兼ね合いについてどう考えているのか気になった。連携できると良いと思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。第3章「6-1 ペアレントプログラム等の支援プログラム等」において、自閉症協会等の関係機関と連携し、支援プログラムの受講等を促進してまいります。	D
128	③	行政とサービス事業所とのコミュニケーションをもっと取り、数値では表せない実態の把握をしていくと良いのではないか。連携をスムーズに図ることにより、障害福祉サービス受給への取りこぼしを予防したり、他のサービスにつなげていったり、ひとつひとつの積み重ねで、目標をクリアしていけるのだと考える。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き集団指導などを通じ、実地指導結果等を関係部署や事業所等と共有することにより、適切なサービスの提供体制の構築に努めてまいります。	D
129	④	鹿児島市の地域生活支援事業は、手厚い内容となっており、頑張っていると感じるが、障害者本人が、理解できていなかったり、そもそも知らない為に、支援事業に参加できなかったりを見かける。分かりやすく、又、広く啓発していくことで、この素晴らしい施策が必ず生きてくるはず。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、ゆうあいガイドブック等を活用した各種制度の周知・広報を実施してまいります。	D
130	④	理解促進・啓発事業について、重度の医療的ケアの子どもがいるが、外出先で医療的ケアの理解を深める広報など目にしたことがない。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。医療的にケアについては、既存のゆうあいガイドブック等を活用した周知のほか、医療的ケア児部会での意見も踏まえた更なる充実に努めてまいります。	D



番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
131	④	外出先のトイレで身障用があっても、軽度の障害者が使うトイレで、ベッドもないので医療的ケア児のオムツ交換ができません。このような改善を少しずつでもしていくのが、理解促進・啓発につながると思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。医療的ケアについては、既存のゆうあいガイドブック等を活用した周知のほか、医療的ケア児部会での意見も踏まえた更なる充実に努めてまいります。	D
132	④	障害者の為に、多種方面にわたり、事業やサービスをよくして下さっていると思う。ゆうあい館等の教室や催事を、市民や障害者達が知らない事が多いので、市民のひろばや手帳手続の際など、周知をお願いしたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、ゆうあいガイドブック等を活用した各種制度の周知・広報を実施してまいります。	D
133	④	ヘルプマークを浸透していただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害や障害者に対する理解を深めるため、ヘルプカード等を含めて、広報・啓発活動を行います。	D
134	④	障害者基幹相談支援センターについて、何年か前に初めて知った。知らない人は多いと思うので、センターのことを広めて何か起こる前に相談できるような体制にすべきだと思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続きゆうあいガイドブック等を活用した事業の周知を図るとともに、地域の相談支援事業所等と連携しながら相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。	D
135	④	「3 相談支援事業」及び「成年後見制度利用支援事業」 高齢者に比較して、若年の障害者の成年後見制度の利用の割合及び件数は低くなっているが、中には、関係者や支援者が制度をよく知らないため、又は、費用が心配であるという観点から利用をためらっている事案も多く潜んでいると料する。パンフレット配布のほか、専門職成年後見人等を供給する団体を含め、関係する外部の社会資源、各種団体との連携、意見交換等を一層進めることにより、若年の障害者の利用の障壁となっている社会的実情を捉え、それを克服するための対策をとるなどして、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業が内容的に一層の充実したものとなるようにしていくべきである。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談支援センターにおいて、成年後見制度の活用など総合的・専門的な支援を提供するほか、各種制度の広報・啓発活動を行っており、関係機関等と連携した取組を進めてまいります。	D
136	④	知的障害と精神障害のグループホームやアパートはある程度見込めるが、身体障害の肢体不自由者は、グループホームやアパートの改修等を考えると難しい。グループホームを建設する時の補助制度を考慮してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。共同生活援助については、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
137	④	4 成年後見制度利用支援事業 制度の仕組み内容助成の流れが学べる「貸出DVD」のような資材が欲しい。パンフレットは、語彙力、読解力のない方にはハードルが高いように感じている。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談支援センターにおいて、成年後見制度の活用など総合的・専門的な支援を提供するほか、各種制度の広報・啓発活動を行っており、成年後見センター等と連携した取組を進めてまいります。	D
138	④	成年後見人制度がもっと身近になると生活がしやすくなる方が多くなると感じる。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。成年後見人制度がもっと身近な制度となるよう、関係機関と連携して、引き続き制度や取組等の周知に努めてまいります。	D
139	④	聴覚障害があるが、意思疎通支援事業の中で、ほとんど市からの支援を受けることができるが、仕事のために資格を取りたいが、長期間の講座は通訳派遣が認められていないため、なんとかしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。手話通訳者の公費負担による派遣には一定の要件があり、資格取得の講習会等においては、合理的配慮の一環として、主催者の費用負担により手話通訳者を派遣することとなります。	D
140	④	聴覚障害者の中でも、コミュニケーションサービスがあることを知らない方々もいるので、啓発活動をしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、ゆうあいガイドブック等を活用した各種制度の周知・広報を実施してまいります。	D
141	④	7 日常生活用具給付事業 電動車いすの申請が下りずに困っているという話をよく耳にする。皆さん、学生の頃から大切に電動車いすを使用してこられているが、病気の進行や体の成長と共に体に合わなくなってきており不自由されているようです。限りのある財源ということは理解しているが、障害者の日常生活を「できることは自分の力で」「自立に向けた生活」へ導くことができるようにご検討いただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。車イス等の補装具の支給については、耐用年数、障害の状況、生活環境などの要件があり、医師の意見書や実態調査を踏まえ、支給の決定を行っています。	D
142	④	日常生活用具給付事業について、子どものベッド上での姿勢保持等で使いたい物があり問い合わせたが、対象外であった。実際の子どもの介護をするうえで必要と思っても、行政が決めた中には入っていないのは、介護の状況を分かっただけではないと思う。介護で何が必要なのか声を聞いて検討していかないと昔のままの内容では時代にそぐわない。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。日常生活用具の給付対象については、安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるものなど、国の定めた要件があり、情報収集しながら適宜見直しを行っています。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
143	④	9 移動支援事業 精神障害者の移動支援事業について、対象となり難いなどの利用のしづらさやバギーの利用者がのれる車を保持した事業所が見つからないことなどがあるため、利用条件を特性に合わせたものにして頂きたい。また、そのような方を支援できる事業所の確保、その為の補助などを検討して頂きたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。移動支援事業については、関係機関等と連携した取組を検討してまいります。	D
144	④	移動支援事業のゆうあい福祉バス運行事業について、人口60万人近くの本市は障害者の数も多いため、大型の福祉バスを導入してほしい。市交通局のリフト付バスが空いていると聞く。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。事業の実施方法等については、これまでの実績や利用状況も踏まえながら検討してまいります。	D
145	④	10 地域活動支援センター 地域活動支援センターは、地域の実情に合わせて実施市町村で、その実施内容がきめられることとなっており、全国一律ではない地域独自の障害福祉サービスを実施していますが、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の委託単価を増額して欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
146	④	10 地域活動支援センター 障害者の高齢化の進展に伴い、地域活動支援センターの利用者も高齢化が進んでいる。これまで、公共交通機関の利用が可能であった人も、身体能力の衰えに従い、送迎を希望される人が増えてきている。送迎加算の単価を引き上げて欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
147	④	地域活動には、食事補助の充実を図ってほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
148	④	精神障害者のスポーツ（バレー・ソフトボール・水泳・バドミントン・フットサルなど）大会を増やし、交流・養成を促進してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。スポーツ・レクリエーション活動について、関係団体等を連携し、さらなる充実に努めてまいります。	D
149	④	レクリエーションをもっと充実させて欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。スポーツ・レクリエーション活動について、関係団体等を連携し、さらなる充実に努めてまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
150	⑤	関係機関との連携が福祉の肝だと考える。ここが充実することで、鹿児島市の障害福祉の質が格段に上がると考えている。現状に甘んじることなく、変化を恐れず小さな声をひとつひとつ拾い上げる大切さを痛感している。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き障害者自立支援協議会等を通じて、障害者団体等の関係機関と連携・協力し、総合的かつ効果的な施策の実施に努めてまいります。	D
151	⑤	関係機関との連携のスピーディさで、障害者の生活は180度変わると思うので、そこも重要視してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き関係機関との連携を深めるとともに、障害福祉サービス等の提供体制の充実・確保に努めてまいります。	D
152	⑤	協議会の中身について、周知できているか検証してもう少し工夫を考えていただきたい。各々の分科会について、まとめて提言を行う分科会とその他の分科会との差が大きいに思われる。計画の達成状況を発表して、遅れている部分を見直し重点的に推し進めて欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。計画の推進に関し、分科会を含む障害者自立支援協議会等を通じて、関係機関等と連携し、総合的かつ効果的な実施に努めてまいります。	D
153	⑤	地域課題の検討やその課題を解決するための具体的な方法について、市民に分かりやすく知らせてもらえたらと思う。定例会で地域課題を挙げていくことをどれほどしているのかよく分からない。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。計画の推進に関し、定例会を含む障害者自立支援協議会等を通じて、関係機関等と連携し、総合的かつ効果的な実施に努めてまいります。	D
154	⑤	障害者団体等の交流会を開き、他の障害の理解も広めたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
155	⑤	PDCAサイクルを基に計画の点検評価を行っているが、コロナ禍での先の見通しが不透明となっているので、部分的にOODAサイクルも必要となるのではと考えます。特に観察、情勢判断が重要となってくると思われるので、そこを軸とした点検、評価も必要ではないか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。計画の進捗管理について、障害者自立支援協議会等を通じて、関係機関と連携・協力し、総合的かつ効果的な実施に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症など社会情勢の変化に迅速に対応し、効果的な取組を行ってまいります。	D
156	⑥	全ての計画について、形骸的に作成することはとても危険だと感じている。計画書を完遂させる事の重要さとともに、いま一度、障害福祉サービスの提供の原点に立ち返り、今、何をすべきなのかを考えていただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。引き続き関係団体等からの幅広い意見を反映させる協議会を行うとともに、障害福祉サービス等についての関係機関との連携を深め、その提供体制の充実・確保に努めてまいります。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
157	⑥	第五次鹿児島市総合計画における、「すこやか安心政策」ならびに「まなび文化政策」と照らし合わせたうえで、福祉行政、教育文化行政が相互に補完しあい、効率的かつ実現可能な計画としていただきたい。さらに「施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」等の実現のためには、「にぎわい交流政策」、「まち基盤政策」とのタイアップも欠かせないと思われる。障害の有無にかかわらず、「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を実感できる鹿児島市であってほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。総合的な最上位計画である市総合計画に基づく、障害福祉分野の個別計画として、障害者自立支援協議会等を通じて、関係機関と連携・協力し、効果的な計画の進捗管理を行います。	D
158	⑦	ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の実現に向けて、障害者（児）が健常者（児）とともに生活することが当たり前の社会を実現したい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
159	⑦	障害の有無によって就職、進学、生活が左右されるのは嫌だな。特に精神・発達障害の人たちは職を見つけるのが難しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、進学や就労など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
160	⑦	親が亡くなった後の生活が不安である。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
161	⑦	進学ができるか不安だ。学費や家賃がネックだ。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、進学など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
162	⑦	高度な技能講習とかをやってほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、就労など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
163	⑦	お金や衣食住の不安を無くすにはどうしたら良いか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
164	⑦	県外に出た時もサポートを受けられるようになって欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
165	⑦	進学がしたい者にサポートは無いのだろうか。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、進学など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
166	⑦	相談やカウンセリングを受けたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
167	⑦	一般住宅の入居は家賃が安くなる制度があればいいのですが。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、住宅など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
168	⑦	支援やサポート、周りの理解がまだまだ少ない。交通の便もまだまだ悪い。支援所、仕事場に行く時は大変だ。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
169	⑦	自給自足が出来る技術を身に付けたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、就労など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D
170	⑦	より高度な技能を学べる場所、機会が欲しい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。障害者基幹相談センターにおいて、就労など生活の相談に応じ、課題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、また、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。	D

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
171	⑦	公共の建物のトイレなど使い勝手の悪い所がある。障害者当事者の意見が大事と思う。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
172	⑦	昨今の福祉離れを目の当たりにし、目の前の利用者の皆さんの将来に不安を感じている。人手不足は福祉に限らずのようだが、福祉の仕事、人と関わる仕事は素晴らしい仕事だと思う。もう少し福祉の仕事の楽しさや魅力をアピールする機会や、職員の待遇面の見直し等行い人材確保につながるよう検討していただきたい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。福祉サービス事業所における人材確保は課題の一つであることから、関係機関等と連携することなどにより、安定したサービスが提供できる体制の整備に努めてまいります。	D
173	①	本計画がどの法律の条文に基づき策定されたかが分かりやすく述べられている。	ご意見として承ります。	E
174	①	障害者施設に限る支援にとどまっている法律だから、法律名と解離しており、あまり市民意識が欠如している。	ご意見として承ります。	E
175	①	計画策定の趣旨には賛同する。支援法により、徐々に障害者が生きやすい世の中になってきていると思う。	ご意見として承ります。	E
176	②	目標値の設定について、国の基本指針にそって本市の方針が打ち出されているようで、ぜひ実施してほしい。	ご意見として承ります。	E
177	②	そもそも、障害の度合いによって決定する事でもある事と、社会生活が幸福で満たされない限り、施設利用と病気（天性）が一体的になりかねないと思う。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
178	②	手厚いサービスが地域全体に広がることは素晴らしいことである。ぜひ目標値の相談支援体制の充実・強化に取り組んでほしい。療育施設と併せて相談支援事業所を利用している。療育施設との密な連携や細やかなモニタリング、適切な支援計画のおかげで、利用を通じた子どもの成長を実感でき、感謝している。	ご意見として承ります。	E
179	③	子どもが市内の療育施設を利用している。保育所と並行して利用しているが、保育園とも密に連携し、子どもの特性に応じた手厚い支援にとっても満足している。	ご意見として承ります。	E
180	③	障害児通所支援について、市独自の利用者負担軽減もあり、家計にも助かっており、利用しやすい制度に感謝しかない。	ご意見として承ります。	E
181	③	5 障害児通所等支援 (2) 実施に関する考え方 現在計画中の市の児童相談所には、発達支援に係る機能はあるのでしょうか。	児童相談所については、発達支援に関する支援を含めて検討を行っています。	E
182	③	サービスの質の向上について、現場での成功や失敗の経験を研修で活かせると良いのではと思う。	ご意見として承ります。	E
183	③	家族が公正な制度の下、対応できるようになったらいいと思う。	ご意見として承ります。	E
184	③	障害者も高齢化してきている。サービスはいろいろあり、ありがたい。しかし、障害を持っている方が一般の方と同じように満足した支援が受けられているのか。特に聴覚障害者は、コミュニケーションができず、孤独を感じ痴呆になるのも早い。	ご意見として承ります。	E



番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
185	④	障害者スポーツ協会を一つの障害者（精・知・身）団体として、機能させてほしい。	ご意見として承ります。	E
186	⑤	施策を促進する方が早く機能するのではないかと思います。	ご意見として承ります。	E
187	⑤	障害者自立支援協議会について、定例会や部会において、多角的な検討がなされている組織図（どのような部会が組み立てられているのか）を一目で分かるように示していただければありがたい。	ご意見として承ります。	E
188	⑥	沢山の方々の心や時間を割いて出来上がる計画なので、ぜひ、現状に合った活きたものとなるよう願っている。	ご意見として承ります。	E
189	⑦	福祉手当支給の金額が少ないです。年に1回の24,000円では、生活が苦しい。コロナ禍なので福祉手当支給額を上げて欲しい。年に2回とかにするかでも良い。	ご意見として承ります。	E
190	⑦	ゆうあい給食 対象者に関して、精神障害者の特性を考慮するなど再度見直しをお願いしたい。	ご意見として承ります。	E
191	⑦	医療と福祉の連携が長年言われているがなかなか進んでいない状況から「医療・福祉連携協議会」の設置を検討していただきたい。国ではデジタル庁が出来るが、鹿児島市においては、介護保険と障害者福祉と保健福祉等の関係部署を統合した部署を設置する計画はないか。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	意見の概要	意見に対する対応状況	対応区分
192	⑦	補聴器は成人になると1個しか決められないため、不自由である。	ご意見として承ります。 ※ご意見の補聴器（補装具支給事業）は、国の制度で、原則1個ですが、職業又は教育上の理由で、2個支給できる場合があります。	E
193	⑦	重度心身障害者医療費申請方法ではなく、障害者児のすべて、病院等（医療場面）で支払いの自己負担分を無料化してほしい。	ご意見として承ります。	E